

1. 件名：「東海第二発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事業者ヒアリング（10）」

2. 日時：令和5年7月6日（木）13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任安全

審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

日本原子力発電株式会社 開発計画室 堀江常務執行役員 他8名

5. 要旨

(1) 令和3年6月25日に申請があった日本原子力発電(株)東海第二発電所設置変更許可申請（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）のうち、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに新知見の反映について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化するよう求めた。

- ・ 今回追加した基準地震動 Ss-32 による地盤安定性評価結果について、参考資料として全ての解析結果を示すこと。
- ・ 規則要求の条文を引用すること。
- ・ DB/SA 施設と特重施設の地盤安定性評価結果について、相互に関連があることから、資料をまとめて説明すること。
- ・ 代表施設の選定において、施設の重量、接地面積等が既許可申請書から変更となった箇所については、その理由を説明すること。
- ・ 新知見の反映について、他サイトの審査会合資料も参照のうえ、既許可申請書の評価結果の影響の有無について説明すること。

(3) 日本原子力発電(株)から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 東海第二発電所 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く））
- ・ 東海第二発電所 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（特定重大事故等対処施設（一の施設））

※1

- ・ 東海第二発電所 地盤（敷地周辺及び近傍の地質・地質構造）、津波評価、火山影響評価、許可後の知見の確認について

※1 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。